



島根県報

令和6年1月16日（火）

第 4 8 1 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

県営土地改良事業の工事の完了	（農 村 整 備 課）	2
保安林予定森林（2件）	（森 林 整 備 課）	2
保安林の指定（3件）	（ ” ）	3
森林法第189条の規定による告示及び掲示（2件）	（ ” ）	4
公有水面埋立ての免許	（河 川 課）	5

告 示**島根県告示第19号**

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により告示する。

令和6年1月16日

島根県知事 丸 山 達 也

事 業 名	完了年月日
幡屋地区農道事業（県営農地整備事業（基幹農道整備事業））	令和5年12月11日

島根県告示第20号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年1月16日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

江津市桜江町市山255-1、256、257、257-1、967、969、1047

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

桜江町市山257・257-1・1047（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び江津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第21号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年1月16日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

鹿足郡津和野町高峯26、37-1、37-2、38から40まで、1785、1786、1787-1、1787-2、1788-1、1788-2、1789、2329

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

高峯26・37-1・37-2・1788-2（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、2329

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び津和野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第22号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和6年1月16日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林の所在場所

松江市八雲町熊野6112、6113-1、6114、6115、6116-1、6156-1から6156-4まで、6158-1、6158-3、6159、6160

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第23号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和6年1月16日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林の所在場所

松江市八雲町熊野3028、3029-2、6190-1、6280-1、6280-2、6286-1、6286-34

2 指定の目的

水源の涵養^{かん}

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第24号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和6年1月16日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林の所在場所

隠岐郡隠岐の島町小路栗町827、829、小入道830から832まで、838、839、844、上ヶ床858、861-3、862

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

隠岐の島町小路栗町827・829・小入道830・831・上ヶ床858・861-3・862（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び隠岐の島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第25号

令和5年島根県告示第601号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を大田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和6年1月16日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不分明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不分明である通知の相手方
大田市久利町久利赤城1742	山本 啓子

島根県告示第26号

令和5年島根県告示第657号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を大田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和6年1月16日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不分明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不分明である通知の相手方
大田市久利町行恒茶臼山579	石崎 光之助 井手岡 庄五郎 井ノ上 喜代一 岡田 増吉 川内 仙市 竹下 儀七 田中 盛太郎 田村 治三郎 中祖 善二郎 中村 啓之助 三代 廣太郎 森山 格太郎 森山 末吉 森山 美太郎 山崎 春吉
大田市久利町行恒茶臼山580-37、580-38	岩根 興讓

島根県告示第27号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立てを免許したので、同法第11条の規定により告示する。

令和6年1月16日

島根県知事 丸 山 達 也

1 免許日

令和6年1月5日

2 免許受人

松江市末次町86番地

松江市 代表者 松江市長 上定昭仁

3 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

島根県松江市東出雲町揖屋字宮川尻3512番3から同町揖屋字宮ノ前2509番184を経て同町揖屋字種前2510番63に至る土地の地先公有水面

イ 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び1の地点と36の地点とを結ぶ1級河川斐伊川高水位における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基準点 島根県松江市東出雲町上意東 小倉三等三角点（北緯35度24分41.5462秒、東経133度10分14.8555秒）

1の地点 基準点から325度32分35秒、2.897.14メートルの地点

2の地点 1の地点から83度22分32秒、1.87メートルの地点

3の地点 2の地点から83度22分32秒、5.57メートルの地点

4の地点 3の地点から81度56分14秒、13.99メートルの地点

5の地点 4の地点から81度08分24秒、2.55メートルの地点

6の地点 5の地点から80度10分02秒、17.10メートルの地点

7の地点 6の地点から77度13分20秒、10.82メートルの地点

8の地点 7の地点から73度40分49秒、5.58メートルの地点

9の地点 8の地点から73度38分17秒、3.25メートルの地点

10の地点 9の地点から72度16分56秒、18.84メートルの地点

11の地点 10の地点から71度19分14秒、1.00メートルの地点

12の地点 11の地点から71度15分53秒、39.99メートルの地点

13の地点 12の地点から71度14分54秒、2.13メートルの地点

14の地点 13の地点から161度12分26秒、0.18メートルの地点

15の地点 14の地点から71度12分27秒、2.25メートルの地点

16の地点 15の地点から341度11分51秒、0.18メートルの地点

17の地点 16の地点から71度13分53秒、100.58メートルの地点

18の地点 17の地点から71度31分00秒、15.26メートルの地点

19の地点 18の地点から73度00分12秒、4.44メートルの地点

20の地点 19の地点から76度12分10秒、11.28メートルの地点

21の地点 20の地点から78度54分50秒、5.24メートルの地点

22の地点 21の地点から81度17分00秒、1.02メートルの地点

23の地点 22の地点から81度31分14秒、3.39メートルの地点

24の地点 23の地点から85度09分53秒、6.79メートルの地点

25の地点 24の地点から88度48分27秒、6.77メートルの地点

26の地点 25の地点から92度25分56秒、3.41メートルの地点

27の地点 26の地点から183度34分43秒、0.51メートルの地点

28の地点 27の地点から91度14分39秒、0.31メートルの地点

29の地点 28の地点から93度35分13秒、1.63メートルの地点

30の地点 29の地点から93度34分12秒、1.63メートルの地点

31の地点 30の地点から3度34分43秒、0.31メートルの地点

32の地点 31の地点から93度34分43秒、2.11メートルの地点

- 33の地点 32の地点から97度37分18秒、6.71メートルの地点
34の地点 33の地点から100度46分24秒、5.88メートルの地点
35の地点 34の地点から103度55分31秒、2.94メートルの地点
36の地点 35の地点から105度10分16秒、4.63メートルの地点

ウ 面積

4,834.87平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

島根県松江市東出雲町揖屋字宮川尻2222番4から同町揖屋字宮ノ前2509番184を経て同町揖屋字種前2510番16に至る土地の地内及び同地先公有水面

イ 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びaの地点とqの地点とを結んだ線により囲まれた区域

基準点 島根県松江市東出雲町上意東 小倉三等三角点（北緯35度24分41.5462秒、東経133度10分14.8555秒）

aの地点 基準点から325度13分28秒、2,874.09メートルの地点

bの地点 aの地点から270度00分00秒、4.00メートルの地点

cの地点 bの地点から359度20分58秒、4.65メートルの地点

dの地点 cの地点から269度20分58秒、15.07メートルの地点

eの地点 dの地点から341度13分48秒、57.84メートルの地点

fの地点 eの地点から71度13分48秒、298.90メートルの地点

gの地点 fの地点から93度34分43秒、58.21メートルの地点

hの地点 gの地点から115度23分57秒、32.38メートルの地点

iの地点 hの地点から205度46分57秒、90.36メートルの地点

jの地点 iの地点から311度06分35秒、24.97メートルの地点

kの地点 jの地点から131度06分35秒、6.34メートルの地点

lの地点 kの地点から232度54分09秒、4.04メートルの地点

mの地点 lの地点から307度06分12秒、16.27メートルの地点

nの地点 mの地点から251度08分30秒、154.82メートルの地点

oの地点 nの地点から157度34分04秒、3.38メートルの地点

pの地点 oの地点から251度32度07秒、48.71メートルの地点

qの地点 pの地点から349度47度26秒、4.14メートルの地点

ウ 面積

25,741.31平方メートル

4 埋立地の用途

道路用地及び護岸用地